

# 火山防災情報の伝達 について

内閣府(防災担当)

# 噴火警戒レベルに関する現状の課題

◎噴火警戒レベルとは（現在、全国30火山で運用）

□「警戒が必要な範囲」を踏まえて、防災機関等が取るべき対応を5段階のキーワード（「平常」、「火口周辺規制」、「入山規制」、「避難準備」、「避難」）に区分した指標。噴火予報・警報と併せて発表される。

種別	名称	対象範囲	レベルとキーワード		説明				
					火山活動の状況	住民等の行動	登山者・入山者への対応		
特別警報	噴火警報 (居住地域) 又は 噴火警報	居住地域 及び それより 火口側	レベル5	避難		居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要（状況に応じて対象地域や方法を判断）。		
			レベル4	避難準備		居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まってきている）。	警戒が必要な居住地域での避難の準備、災害時要援護者の避難等が必要（状況に応じて対象地域を判断）。		
警報	噴火警報 (火口周辺) 又は 火口周辺警報	火口から 居住地域 近くまで	レベル3	入山規制		居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	通常の生活（今後の火山活動の推移に注意。入山規制）。状況に応じて災害時要援護者の避難準備等。		登山禁止・入山規制等、危険な地域への立入規制等（状況に応じて規制範囲を判断）。
			レベル2	火口周辺規制		火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	通常の生活。		火口周辺への立入規制等（状況に応じて火口周辺の規制範囲を判断）。
予報	噴火予報	火口内等	レベル1	平常		火山活動は静穏。 火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。	特になし（状況に応じて火口内への立入規制等）。		

（気象庁噴火警戒レベルのリーフレットより）

## 課題

噴火警戒レベル1の範囲内で火山活動が活発化した場合に、防災機関だけでなく、登山者等自身が取らなければならない対応があるのではないかと考えられる。現状の噴火警戒レベルでは、この部分の対応が明確になっていない。



どう改善するか

## 【論点】

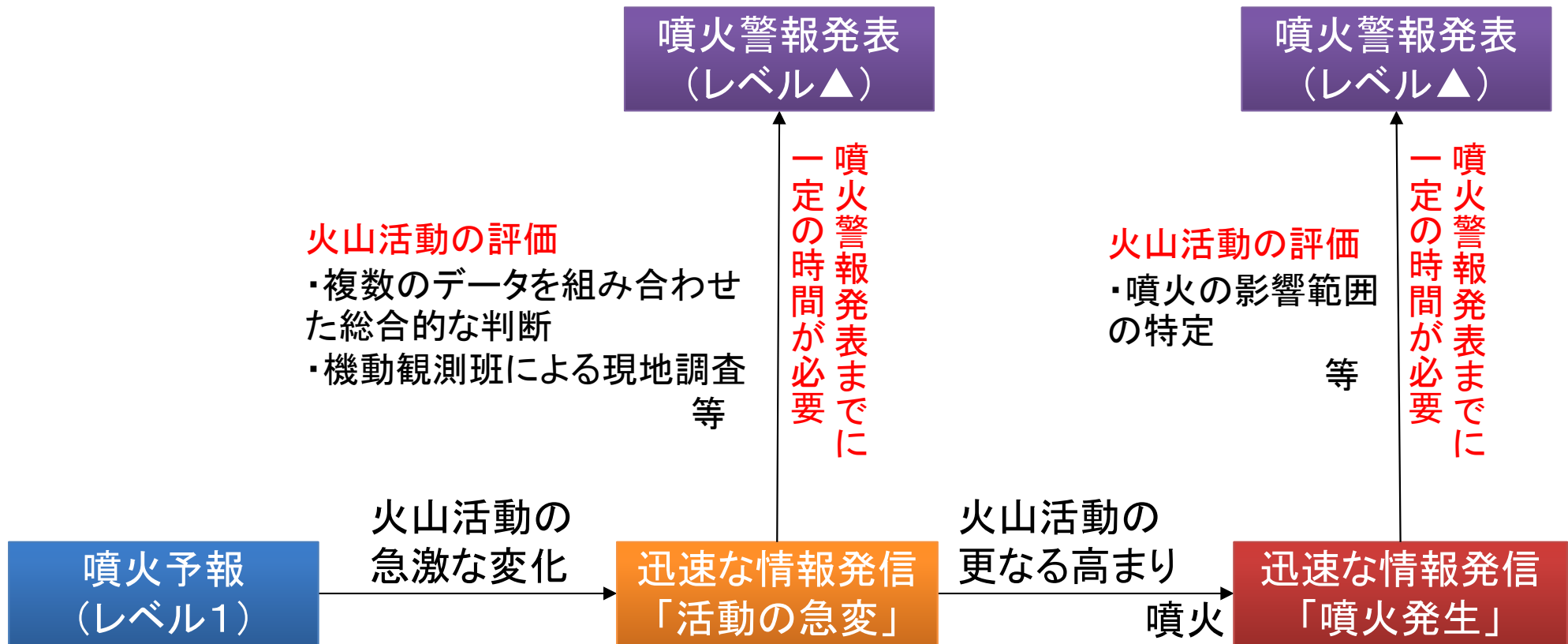
- 噴火警戒レベル1のままでキーワード等のみを変更しても、情報発信力が小さく、活発化していることが伝わりにくい。一方、噴火警戒レベルを上げれば、わかりやすい情報発信となる。
- 現状のレベル2の判断基準を単純に低くすると、全国の火山の火口周辺への立ち入り規制が頻繁にかかることになる。
- 現状のレベル1とレベル2の間に新たなレベルを設けると、レベルの階層が増え、混乱を招いたり、各レベルの意味が薄れる。1

①火山活動が「平常」ではなく、防災機関等が取るべき対応としての「平常」

②火山活動が高まった状況が含まれる（完全に静穏とは限らない）

③火山活動が高まった状況での、防災機関等が取るべき対応とは?! 登山者・入山者が取るべき行動とは?!

# 火山活動の変化等を受けた情報の流れ



## 【課題】

- 現在、活動の急変や噴火の発生を、防災行動に結びつく内容とともに伝える情報はない。
- また、活動の急変や噴火の発生を、住民や登山者等まで確実に伝えるための伝達ルートや仕組みが定められていない。  
⇒ 御嶽山噴火の事例では、一部の地方公共団体では、噴火情報の緊急速報メール発信には至らなかった、または、しばらく時間が経過してからの発信となった。

## 【論点】

- 住民や登山者等に対して、活動の急変や噴火の事実を伝える迅速な情報発信が必要ではないか
- 迅速な情報発信の内容は、行政や個人の防災行動に結びつく内容であるべきではないか
- 防災行動に結びつく内容とは、必ずしも“立入規制”だけでなく、安全対策の目安を示し、個人が安全対策を検討できる、例えば海外渡航情報のような情報もあり得るのではないか。

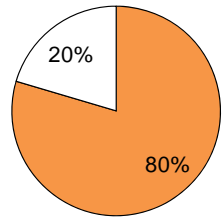
# 情報提供の伝達手段

47火山の噴火影響範囲内の市町村(延べ130件)に対するアンケート調査結果(内閣府調べ)  
(回答数93件、回収率71.5%)

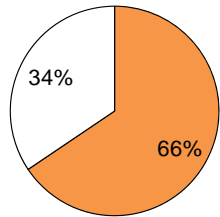
■ 有り □ 無し (N=93)

## ○ 住民向け

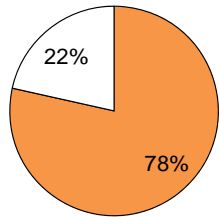
防災行政無線  
(スピーカー等)



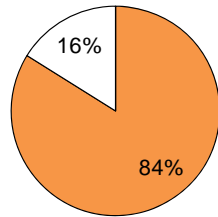
防災行政無線  
(各家庭に設置)



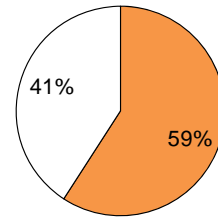
緊急速報メール



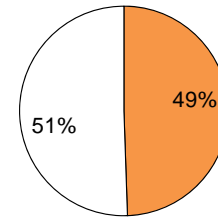
消防車両等の  
巡回



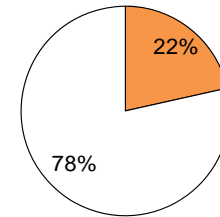
自治会長等へ  
の電話連絡



地元のテレビ  
やラジオ



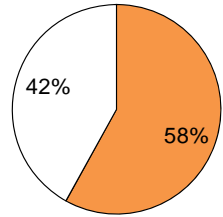
登録制メール



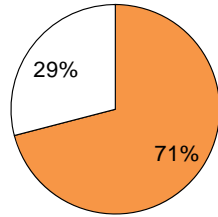
その他 ホームページ、ツイッター・フェイスブック等、交通規制現場の看板・道路管理者電光掲示板、CATV(音声放送含む)、ケーブルネットワーク告知端末 等

## ○ 旅行者向け

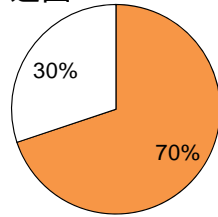
防災行政無線  
(スピーカー等)



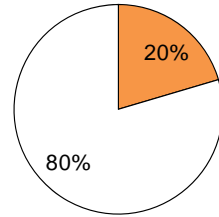
緊急速報メール



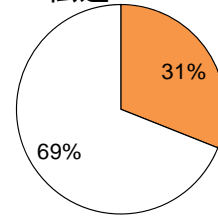
消防車両等の  
巡回



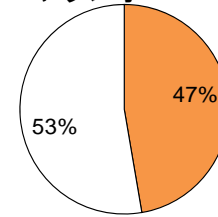
サイレン等



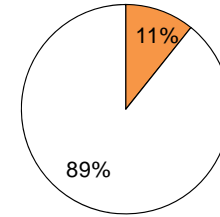
宿泊・観光施設  
へ伝達



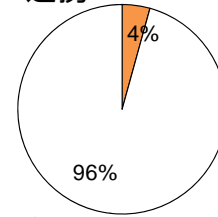
地元のテレビ  
やラジオ



登録制メール



旅行会社との  
連携

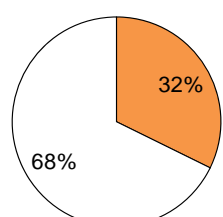


(旅行会社を通じた伝達等)

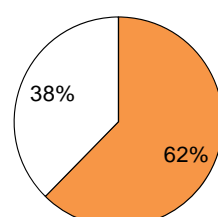
その他 ホームページ、ツイッター・フェイスブック等、交通規制現場の看板・道路管理者電光掲示板、自治会長への電話連絡 等

## ○ 登山者向け

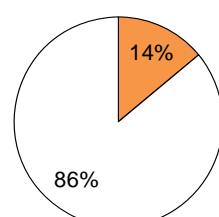
防災行政無線  
(スピーカー等)



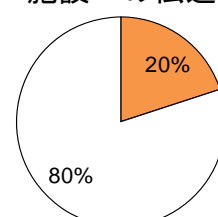
緊急速報メール



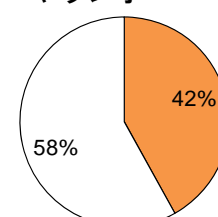
サイレン等



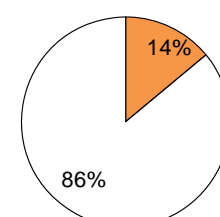
山小屋・観光  
施設への伝達



地元のテレビ  
やラジオ



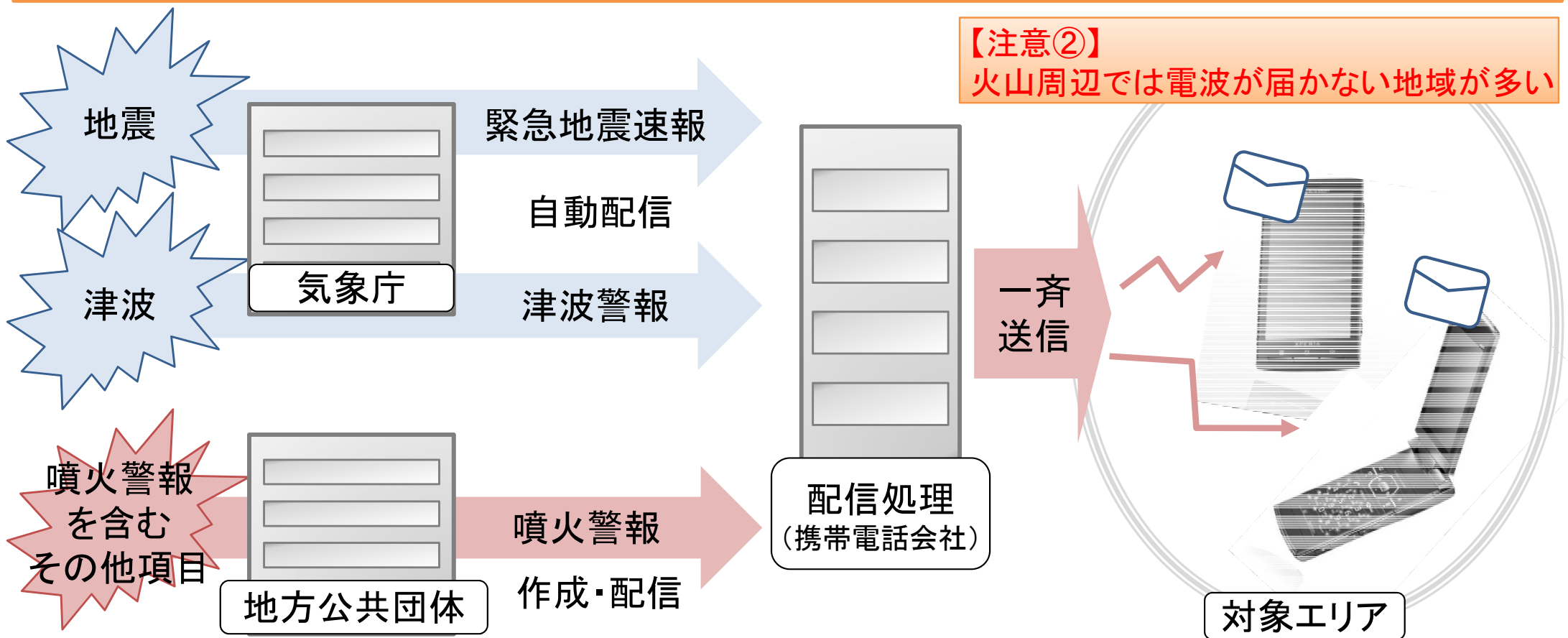
登録制メール



その他 ホームページ、ツイッター・フェイスブック等、ヘリコプターによる呼びかけ、登山届に記載された携帯電話への連絡 等

# 緊急速報メール

- 緊急速報メールとは、緊急地震速報や津波警報、災害・避難情報について、特定エリアの携帯電話に、災害時の通話規制を受けずに一斉送信する携帯電話会社のサービス。
- 緊急速報メールで配信される自然災害に関連する情報は、以下のものである。
  - 気象庁が自動配信する緊急地震速報、津波警報
  - 災害・避難情報として、地方公共団体が配信する自然災害に対する警戒情報や、それに伴う避難情報



【注意②】

火山周辺では電波が届かない地域が多い

【注意①】

レベル3未満の火口周辺警報は配信できない

【注意③】

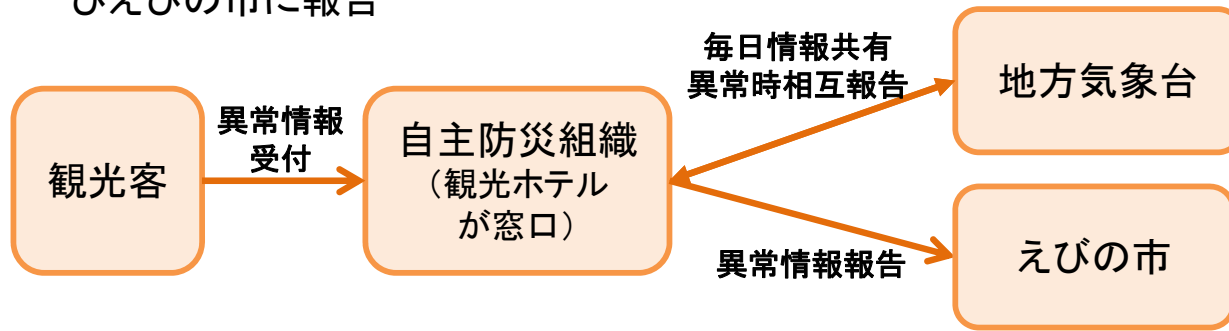
対象エリアは市町村単位

# 専門家や山小屋職員など地元からの情報収集事例

(内閣府調べ)

## 観光ホテルを中心とした自主防災組織からの情報収集 (地方気象台、えびの市)

- 霧島えびの高原にある自主防災組織と地方気象台の間で、毎日、火山活動状況を情報共有。
- 異常時には自主防災組織と地方気象台で相互報告
- 観光客から自主防災組織に情報が寄せられた際は、地方気象台およびえびの市に報告



## 山小屋管理者からの情報収集 (苫小牧市)

- 樽前山7合目にある山小屋(ヒュッテ)の管理者が異常現象を発見した際に、市役所に報告することとしている(今のところ実績なし)
- 連絡手段は、電話、又は無線を想定



## 温泉施設職員からの情報収集(岩手県)

- 温泉施設の職員が、施設営業期間中(5~11月)の毎日、温泉の源泉温度を測定し、市町を通じて県へ報告。  
(栗駒山はH20年~、秋田駒ヶ岳はH26年~)
- 県は、毎月1回、このデータを専門家(1名)に提供。専門家は、データをもとに、検討会で報告し、情報共有。

